

議案第五十九号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、  
本議会の議決を求める。

平成五年六月二十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年六月貳拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和五十七年三朝町条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表Fの項中「八〇〇円」を「八五〇円」に改め、同表Gの項中「八六〇円」を「八八〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成五年七月一日から施行する。